

# 東京外かく環状道路（関越～東名） 環境モニタリング調査（騒音・振動）の結果について（お知らせ）

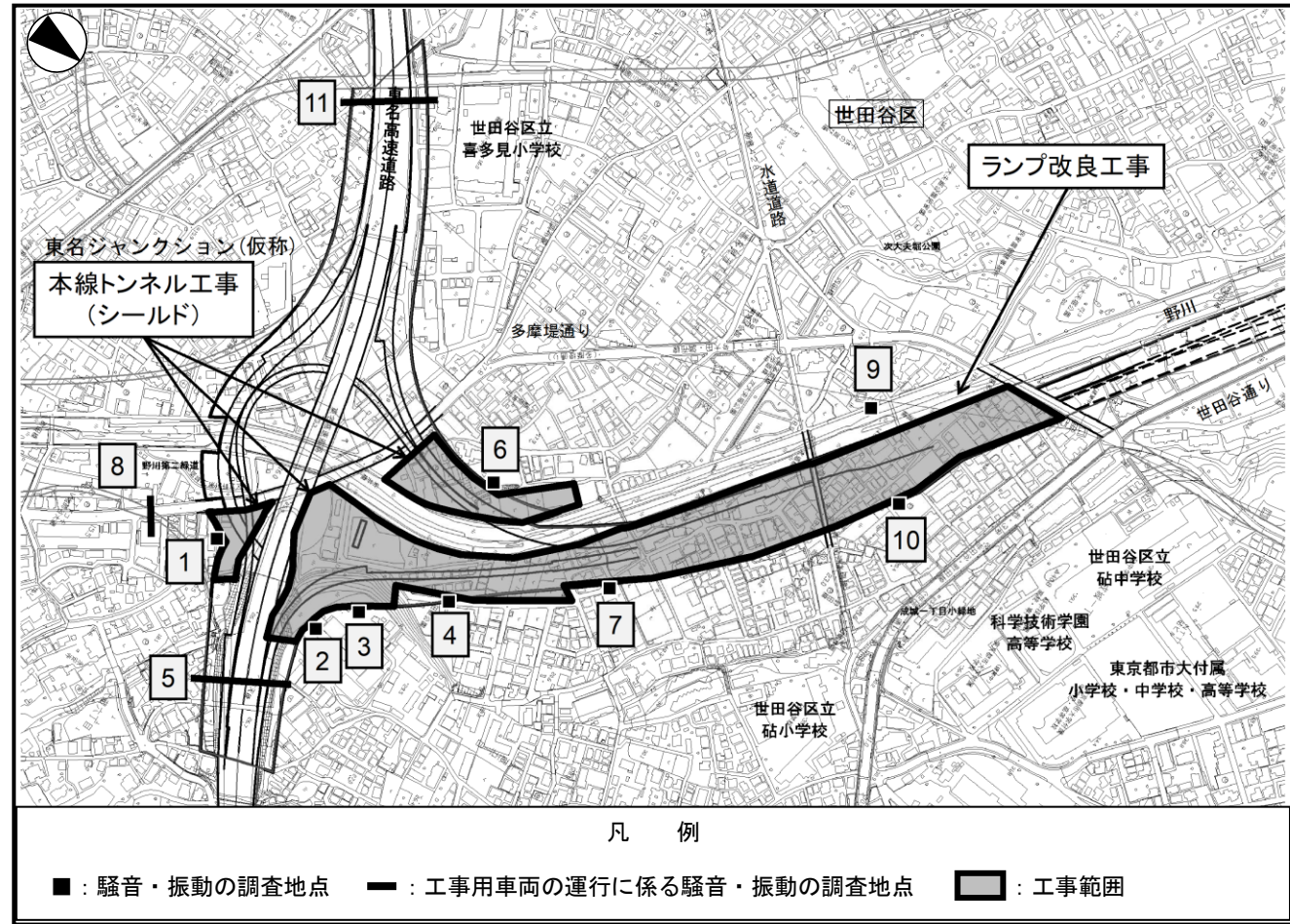
## 東名 JCT（仮称）周辺 騒音・振動調査

夏季（令和4年6月～令和4年8月）に実施した騒音・振動調査の結果についてお知らせします。

### ◆調査期間

騒音・振動：令和4年6月13日（月）  
令和4年7月8日（金）、7月12日（火）  
令和4年8月9日（火）、8月25日（木）

### ◆調査位置図



### ◆問い合わせ

担当窓口：国土交通省関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 計画課  
電話番号：0120-34-1491（外環専用フリーダイヤル 平日9：15～18：00）

### ◆調査結果

○建設機械の稼働に係る騒音レベル（ $L_{A5}$ ）・振動レベル（ $L_{10}$ ）

・騒音、振動共に基準値を下回る結果となっています。

調査地点	調査日	騒音レベル $L_{A5}$ (dB)		振動レベル $L_{10}$ (dB)		調査地点	調査日	騒音レベル $L_{A5}$ (dB)		振動レベル $L_{10}$ (dB)	
		工事中平均	工事中最大	工事中平均	工事中最大			工事中平均	工事中最大	工事中平均	工事中最大
4	6月13日	60	70	37	49	9	6月13日	54	59	31	33
	7月8日	59	64	36	39		7月12日	52	57	26	29
	8月9日	64	72	37	50		8月25日	55	60	27	31
7	6月13日	57	60	28	35	10	6月13日	55	60	31	35
	7月8日	57	60	29	38		7月12日	54	62	30	34
	8月9日	58	63	28	33		8月25日	52	59	29	35
法令による規制基準	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 <sup>※1</sup>		特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準 <sup>※2</sup>		法令による規制基準	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 <sup>※1</sup>		特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準 <sup>※2</sup>			
	85		75			85		75			
条例による勧告基準	指定建設作業に適用する勧告基準 <sup>※3</sup>		指定建設作業に適用する勧告基準 <sup>※3</sup>		条例による勧告基準	指定建設作業に適用する勧告基準 <sup>※3</sup>		指定建設作業に適用する勧告基準 <sup>※3</sup>			
	80		70			80		70			

※1 騒音規制法の規定に基づく基準

※2 振動規制法施行規則で定める基準

※3 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則で定める基準

※4 調査地点 1、2、3、6の周辺では、6月～8月は工事が行われなかったため、調査を実施していません。

○工事用車両の運行に係る騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）・振動レベル（ $L_{10}$ ）

・騒音、振動共に基準値を下回る結果となっています。

調査地点	調査日	騒音レベル $L_{Aeq}$ (dB)		振動レベル $L_{10}$ (dB)	
		昼間 <sup>※1</sup>	夜間 <sup>※1</sup>	昼間 <sup>※2</sup>	工事中最大
5	6月13日	66	37	47	
	7月12日	66	37	45	
	8月25日	65	36	49	
8	6月13日	69	44	47	
	7月12日	69	43	47	
	8月25日	70	43	46	
基準値		幹線道路に近接する空間の環境基準 <sup>※3</sup>		道路交通振動の要請限度 <sup>※4</sup> （第1種区域）	
		70		65	

※1 騒音レベル $L_{Aeq}$ の昼間は6～22時の平均値 ※2 振動レベル $L_{10}$ の昼間は8～19時の平均値

※3 環境基本法の規定に基づく基準

※4 振動規制法施行規則で定める限度

※5 調査地点 11の周辺では、6月～8月は工事用車両が通行しなかったため、調査を実施していません。

### 参考

#### ◆解説

##### ●騒音レベル $L_{A5}$

騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。騒音レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から5%目の値を $L_{A5}$ と表します。これは、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に示された基準値と比較する値です。

##### ●振動レベル $L_{10}$

騒音と同様に、振動レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から10%目の値を $L_{10}$ と表します。これは、「振動規制法施行規則」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に示された基準値と比較する値です。

##### ●騒音レベル $L_{Aeq}$

騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。時間的に騒音レベルが変動している場合に、測定時間内に受けたエネルギーを時間平均した値を $L_{Aeq}$ と表します。これは、「騒音に係る環境基準」に示された基準値と比較する値です。